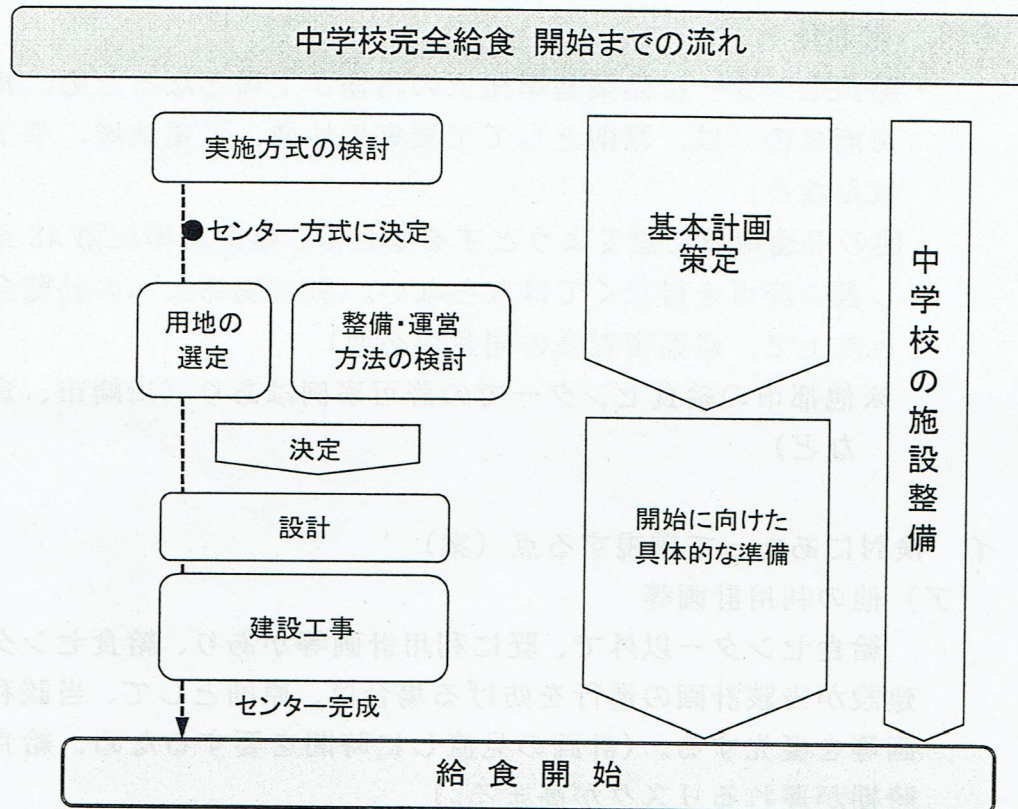


◎中学校完全給食実施に向けた検討状況について

1 今後のスケジュール



2 検討事項

(1) 用地

基本計画策定など実施に向けた業務を進めるためには、用地を早急に選定する必要がある。

ア 基本情報

(ア) 想定敷地面積

約 10,000 m²

※平成 28 年度の調査では 10,880 m² (11,500 食) で想定したが、

平成 32～33 年度の食数推計 (約 10,000 食) を考慮して想定

※他都市の事例では、同程度の規模の食数の給食センターでも、敷地面積は、約 7,000 m²、約 16,000 m² など様々な例があり、具体的な必要面積を示すことは難しい。

【参考】想定建物の面積（平成 28 年度の調査時点）

建築面積 約 4,400 m² / 延床面積 約 5,600 m²

(イ) 用途地域

- ・給食センターは建築基準法上の用途が工場となるため、建設が可能なのは、原則として工業専用地域、工業地域、準工業地域となる。
- ・他の用途地域に建てようとする場合は、建築基準法第 48 条ただし書の許可を得なくてはならない。（利害関係人への公聴会を行った上で、建築審査会の同意が必要）

※他都市の給食センターでの許可事例はあり（川崎市、倉敷市など）

イ 検討にあたって重視する点（案）

(ア) 他の利用計画等

給食センター以外で、既に利用計画等があり、給食センターの建設が当該計画の進行を妨げる場合は、原則として、当該利用計画等を優先する。（計画の見直しに時間を要するため、給食開始時期が遅れるリスクが高まる。）

(イ) 配送所要時間

給食提供については、学校給食衛生管理基準で、調理後 2 時間以内に喫食できるよう努めるとされており、給食センターから学校までの所要時間が長い学校がある（多い）場合は、配送が遅れるリスクが高まる。

(ウ) 開始時期への影響

土地の造成に年数がかかる、市有地以外の土地取得で時間がかかると思われる場合は、給食開始時期が遅れるリスクが高まる。

ウ 各部局への照会結果

(ア) 照会期間

平成 29 年 7 月 24 日～8 月 4 日

(イ) 照会条件

① 市有地

未利用地で土地面積が 7,000 m²以上

② 市有地以外

未利用と思われる土地で、用途地域が工業専用地域、工業地域、準工業地域にあり、土地面積が 7,000 m²以上

(ウ) 照会結果

① 市有地 5 件（上下水道局有地含む）

② 市有地以外 13 件（うち国有地 4 件、民有地 9 件）

※(イ)の条件にあてはまらない用地についても一部検討した。

エ 今後の進め方

推進本部での意見等を踏まえて、候補地を絞り込み、上記以外の項目（道路状況、周辺環境への影響、インフラ環境など）についても比較・検討を行った上で、候補地を選定する。

(2) 補助金・交付金等

共同調理場（給食センター）を新築する場合には、学校施設環境改善交付金（文部科学省）の対象となる。一方で、他自治体では、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条（以下「防衛8条」）のまちづくり支援事業で、給食センターの機能を有した防災食育センターとして整備している事例もある。これらは、重複して受けることができないため、給食センター整備でどの補助金等の採択を目指すかについて決定する必要がある。

ア 学校施設環境改善交付金（文部科学省）

調理場施設、附帯施設、炊飯給食施設、附帯施設（炊飯給食施設）、アレルギー対策室の整備が対象となる。「基準面積（児童等の数による）×単価」または「基準金額」の1/2（補助率）となる。

イ 防衛8条補助金[まちづくり支援事業]（防衛省）

給食センターの整備は対象となっていない。事前に、地域における防災等のための活動の促進を企図したまちづくりなどの構想を策定する必要がある。また、対象となるのは1自治体につき1度限りである。補助率は7.5/10となる。

(3) 昇降機の整備内容

センターから配送される食器や食缶等を各階に運搬するため、昇降機の設置が求められるが、昇降機にはエレベーターと小荷物専用昇降機があり、運用面・費用面で異なる。中学校の整備計画を作成するために、昇降機の整備内容も決定する必要がある。

ア 運用面の比較

項目	エレベーター	小荷物専用昇降機
給食提供	・食器・食缶を載せた配膳車を各階に運搬 ・配膳車に加え、配膳員が乗用可能（単独での運搬作業がしやすく、作業所要時間が短い） ・配膳車に移さず、コンテナのまま各階に運搬することも可能	・食器・食缶を載せた配膳車を各階に運搬 ・配膳車1台のみ積載可能（単独での運搬作業が難しく、作業時間の関係でエレベーターに比べ人員が増える） ・コンテナのままでの運搬は不可
給食提供以外	・障がいのある生徒への対応 ・災害時における拠点機能の強化	・特になし

イ 費用面の比較（※維持管理運営費については30年間）

項目	エレベーター	小荷物専用昇降機	差
初期整備費	昇降機本体	約5億6千万円	約4億8千万円
	改修工事費	約7億9千万円	－
	移設費(教室等)	約1億4千万円	－
維持管理 運営費	保守点検費	約8億9千万円	約6億2千万円
	配膳員 人件費*	約6億4千万円	△約6億4千万円
合計	約30億2千万円	約25億6千万円	約4億6千万円

* センターから各学校への配送時間がかかるため、食缶到着から昼食時間開始までの中学校内の運搬を短時間で行う必要がある。エレベーターと小荷物専用昇降機では、単独作業の可否を含め、作業所要時間が異なるため、各校1名程度配置人数が異なることを想定している。

※ エレベーター整備については、学校施設環境改善交付金（1機あたり約5,500千円）の対象となる可能性がある。（バリアフリー化に係る補助であるが、対象となる規格のエレベーターを整備できるかは、校舎の状況による。）

※ 昇降機設置基数は、調査報告書に基づき33基として試算した。

（4）事業手法

給食センターの整備については、「横須賀市PPP/PFI手法の導入に関する優先的検討方針」により、優先的検討の対象事業となるため、従来型手法に優先して検討する。

